

静岡市報

No. 70

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

条 例

○静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 4

○静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5

規 則

○政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する
規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

教育委員会規則

○静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 9

○静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 22

告 示

○地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定した告示の一部改
正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第1号）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴う条ずれに対応するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第2号）

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴う条ずれ等に対応するため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月4日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第1号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月4日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第2号

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第5項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第1号

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年2月6日

静岡市長 難 波 喬 司

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「認印するとともに、」を削る。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第1号

静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年1月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則

(静岡市総合運動場条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第8号中

「

利用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	を
---------	-------	---------	-----	---

」

「

利用許可年月日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

(静岡市体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第8号中

「

利用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	を
---------	-------	---------	-----	---

」

「

利用許可年月日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

(静岡市城北運動場条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市城北運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号中

「

利用許可年月日	年 月 日付け許可番号 第 号	を
---------	-----------------	---

」

「

利用許可年月日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

(静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正)

第4条 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

(静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡市スポーツ広場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1、様式第1号その2、様式第2号その1及び様式第2号その2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号中

「

利用許可年月日	年 月 日	付け許可番号 第 号	を
---------	-------	------------	---

」

「

利用許可年月日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

様式第9号中

「

利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	を
---------	-------	------	-----	---

」

「

利用許可年月日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

(静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部改正)

第6条 静岡市清水庵原球場条例施行規則(平成17年静岡市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改正する。

【様式は掲載省略】

様式第5号中

「

利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	を
---------	-------	------	-----	---

」

「

利用許可年月日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市総合運動場条例施行規則様式第1号及び様式第2号、静岡市体育館条例施行規則様式第2号、静岡市城北運動場条例施行規則様式1号及び様式第2号、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則様式第1号及び様式第2号、静岡市スポーツ広場条例施行規則様式第1号その1、様式第1号その2、様式第2号その1及び様式第2号その2並びに静岡市清水庵原球場条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定は、令和7年4月1日以後の利用に係る許可の手続から適用し、同日前の利用に係る許可の手続については、なお従前の例による。

静岡市教育委員会規則第2号

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年1月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第28号

地方自治法第231条の2の3第2項の規定による指定納付受託者を指定した告示（令和4年静岡市告示第595号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月23日

静岡市長 難波 喬 司

表中

「

株式会社テラオカ	東京都港区芝 四丁目4番13 号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済 サービスを利用して 納付する市税に係る 証明手数料、戸籍等 手数料、改葬許可証 交付手数料、墓地使 用許可証明交付手数 料、納骨堂使用許可 証明交付手数料、公 文書の写しの作成及 び公文書（電磁的記 録に限る。）の複写、 複製等に要する費 用、静岡市納骨堂使 用料、静岡市民ギャ ラリー使用料、静岡 市三保真崎グラウン ドゴルフ場使用料、 静岡市障害者歯科保 健センター使用料及 び手数料、静岡市立	を
----------	------------------------	-----------	---	---

			芹沢銈介美術館観覧料及び静岡市歴史博物館観覧料、藁科都市山村交流センター使用料及びリバウエル井川リフト使用料並びに静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料
--	--	--	--

」

「

株式会社テラオカ	東京都港区芝四丁目4番13号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する市税に係る証明手数料、戸籍等手数料、改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、納骨堂使用許可証明交付手数料、公文書の写しの作成及び公文書（電磁的記録に限る。）の複写、複製等に要する費用、静岡市納骨堂使用料、静岡市民ギャラリー使用料、静岡市三保真崎グラウン
----------	----------------	-----------	---

			ドゴルフ場使用料、 静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料、静岡市急病センター使用料及び手数料、静岡市立芹沢銈介美術館観覧料及び静岡市歴史博物館観覧料、藁科都市山村交流センター使用料及びリバウエル井川リフト使用料並びに静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料	に、
--	--	--	--	----

」

「

株式会社 J A L U X	東京都港区港 南一丁目2番 70号	令和6年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	を
-------------------	-------------------------	----------	-------------------------	---

」

「

株式会社 J A L U X	東京都港区港 南一丁目2番 70号	令和6年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
株式会社カルティ ブ	神奈川県横浜 市西区高島二 丁目19番12号	令和6年8月1日	インターネットを利用して納付する企業版ふるさと寄附金

	スカイビル			に
株式会社エフレジ	大阪府大阪市 北区大深町4 番20号グラン フロント大阪 タワーA	令和6年10月1日	水道料金及び下水道 使用料	
アマノ株式会社	神奈川県横浜 市港区大豆戸 町275番地	令和6年10月31日	キャッシュレス決済 サービスを利用して 納付する静岡市立日 本平動物園駐車場使 用料	

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。